

福井市認定地域クラブ活動 認定制度・補助制度に関するQ&A (令和8年度版)

No	区分項目	質問 (Q)	福井市の回答 (A)
1	1. 認定制度に関すること	どのような団体が認定を受けることができますか？	中学生を主な対象とし、希望に応じて加入できるスポーツ・文化芸術活動を行う団体です。福井市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第2条に定められた認定要件を満たす団体が対象となり、特定の種目等に限定するものではありません。
2	1. 認定制度に関すること	認定を受けないと地域クラブ活動を行うことができないのですか？	必ず認定クラブにならなければいけないわけではありません。活動団体にとっても、参加する生徒にとっても、スポーツ・文化芸術活動の1つの選択肢と捉えています。ただし、国のガイドラインにおいては、認定されていない地域クラブ活動についても、中学生を対象とした活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動が求められています。
3	1. 認定制度に関すること	認定を受けるとどのようなメリットがありますか？	認定地域クラブ制度は、学校施設の優先利用や補助金の受給対象となるほか、生活困窮世帯への支援対象にもなるなど、多くのメリットがあります。福井市立中学校の生徒を一人でも受け入れていただいている団体の皆さまに認定を取得していただくことは、現在活動への参加を迷っている生徒に安心感を与え、参加への後押しにもつながります。
4	1. 認定制度に関すること	1度認定を受ければよいのですか？認定の有効期間はありますか？	令和8年度の認定有効期間は令和9年3月31日までとなっています。更新の手続きについては、別途お知らせします。
5	1. 認定制度に関すること	これから設立を予定していますが、申請は可能ですか？	認定要件を満示しており、令和8年度中に設立する予定であれば、申請は可能です。
6	2. 認定要件に関すること	市のホームページ「中学生が参加できる地域クラブ」に新しく団体の情報を掲載するにはどうしたらいいですか？	「中学生が参加可能なクラブ調査」(https://shinsei.e-fukui.lg.jp/GtJtcAU7)から、「新規」を選択してご回答ください。
7	2. 認定要件に関すること	現在市のホームページ「中学生が参加できる地域クラブ」に掲載されている情報と、実際の活動内容等に違いがあります。情報の追加や修正はどのように行えばいいですか？	「中学生が参加可能なクラブ調査」(https://shinsei.e-fukui.lg.jp/GtJtcAU7)から、「市が紹介しているクラブ」を選択して修正する部分をご回答ください。または、追加修正が必要な内容について、地域クラブ活動推進室までメール等で連絡いただくことも可能です。
8	2. 認定要件に関すること	「学校部活動が担ってきた教育的意義」とはどういうことですか？	国のガイドラインでは以下の例が示されています。 ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。 ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。 ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。 ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。 ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
9	2. 認定要件に関すること	「可能な限り低廉な会費」とはどの程度の金額ですか？	国においては、「休日に週1日・月4回程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。ただし、これはあくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額を数百円程度や4,000円程度とするなども含め、多様な設定があり得る。」としています。市として各クラブの会費の上限設定はありませんが、上記を踏まえ、活動に必要な会費として設定してください。
10	2. 認定要件に関すること	指導者研修会を受講していないと申請することはできませんか？また、今年度の研修会はいつ頃開催されますか？	令和8年度に関しては、年度内の受講予定で認定申請をすることができます。今年度の研修会の開催日は現時点で未決定ですが、市と県が主催する研修会をそれぞれ秋以降に開催します。開催決定時には別途お知らせしますので、未受講の指導者の方は必ず受講するようにしてください。
11	2. 認定要件に関すること	指導者研修会は毎年受講が必要ですか？	現在までに開催されている研修会は、一人につき一度の受講で要件を満たします。
12	2. 認定要件に関すること	保険の加入は、個人の保険等でも問題ありませんか？	必ず、クラブとしてスポーツ安全保険等に加入してください。個人の保険は補償額や適用範囲が人によって異なり、万が一の事故の際に指導者や団体の安全配慮義務が問われる可能性があります。
13	2. 認定要件に関すること	学校と必要な情報を共有、連携するとはどういうことですか？	生徒の安全確保（熱中症対策・重大事故時の連絡体制）や生活・学習指導上の配慮、大会出場時の連携等を目的とし、必要に応じて保護者の同意のもと中学校（校長・担任等）と活動状況や緊急連絡先等の基本情報を共有・連携することを指します。

福井市認定地域クラブ活動 認定制度・補助制度に関するQ&A （令和8年度版）

No	区分項目	質問 (Q)	福井市の回答 (A)
14	3. 補助制度に関するこ と	補助制度の趣旨は何ですか？	本補助金は、スポーツ庁および文化庁の補助金を活用し、認定地域クラブ活動が安定して運営できるための基盤整備と、参加する生徒や保護者の負担軽減を図ることを目的としています。
15	3. 補助制度に関するこ と	休日活動支援と平日活動支援の違いは何 ですか？両方申請することができます か？	休日活動支援は休日に実施する活動の基盤整備や指導者確保等を支援するものであり、平日活動支援は平日の受け入れ拡大や環境整備を対象とする補助です。要件（認定状況・参加者人数・実施日数等）を満たしていれば、同一団体であっても両方の支援を重複して申請することが可能です。
16	3. 補助制度に関するこ と	どのような経費が補助対象になります か？	指導者謝金・旅費、施設使用料、用具購入・借上料、スポーツ安全保険料、研修参加費、事務費など、地域クラブ活動の直接的な運営・環境整備に必要な経費が対象となります。詳細は「補助対象経費（詳細版）」をご確認ください。
17	3. 補助制度に関するこ と	休日と平日のどちらにも関係する経費は どのように計上したらよいですか？	年間活動日数や参加生徒数などの合理的な按分基準（例：休日実施日数÷総実施日数）を用いて、休日活動支援と平日活動支援のそれぞれに分けて計上してください。按分根拠となる活動実績の記録を保管する必要があります。
18	3. 補助制度に関するこ と	休日と平日のどちらも活動しており、参 加費は一体的に月額3,000円を徴収してい ます。それぞれの参加費はどのように算 定しますか？	休日分と平日分の活動回数比率等に応じて参加費を合理的に按分・算出してください（例：月4回休日・月4回平日の場合、休日分1,500円／平日分1,500円）。収支内訳書等に按分計算の根拠を明記していただきます。
19	3. 補助制度に関するこ と	証憑書類とは何ですか？どのように提出 したらよいのでしょうか？	事業の実施及び支出の事実を確認するための書類のことで、具体的には、活動実績表（参加名簿・日誌）、契約書、領収書、振込口座の明細など、経費の発生と支払完了を証明する書類を指します。実績報告書の提出時に、補助対象経費の区分ごとに整理・貼付して提出してください。
20	4. 補助対象経費	指導者への謝金や交通費の上限・基準は 設定されていますか？	福井市が定める非常勤講師・指導者謝金基準（例：1時間あたり一定額）および旅費規定を上限とします。過度な高額謝金や基準を超える交通費は補助対象外となります。
21	4. 補助対象経費	備品や消耗品の購入費はどこまで補助対 象になりますか？	クラブ活動に直接使用する消耗品（ボール、楽譜等）や汎用性の低い専用用具が対象となります。ただし、汎用的なパソコン・カメラ等のOA機器や、特定の個人が所有する個人持ち用具（シューズ・衣類等）は対象外となります。
22	5. 補助金の申請に関す ること	補助金の申請から交付までの手続きの流 れはどうなっていますか？	①交付申請書の提出（事業計画・予算書）→ ②市による審査・交付決定 → ③事業実施（活動・記録・支払）→ ④実績報告書の提出（決算書・証憑書類）→ ⑤額の確定・補助金の振込、という流れになります。概算払いを希望する場合は、②の後に請求書を提出することで、交付決定額の2分の1の額の支払いを受けることができます。
23	5. 補助金の申請に関す ること	事業完了後の実績報告書・決算書・証憑 書類等の提出期限はいつですか？	2月分までの経費についての実績報告書、決算書及び証憑書類の提出をお願いします。本補助金は国県市の財源によるものであり、期日までに提出いただかないと補助金を交付をすることができません。物品の購入などは計画的に実施し、証憑書類の作成・管理を適正に行うようお願いします。